

午後 2時00分開議

---

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） 本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議案審議に入ります。

---

◎日程第1 議案第1号 昭和村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

○議長（永井一行君） 日程第1、議案第1号 昭和村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についての議案につきましては、本定例会1日目において上程し、村長から提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第1号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号 昭和村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第2号 昭和村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（永井一行君） 日程第2、議案第2号 昭和村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第2号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号 昭和村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第3号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第3、議案第3号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部

を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第3号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第3号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第4号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第4、議案第4号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第4号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第5号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第5、議案第5号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第5号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第6号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第6、議案第6号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第6号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第7号 昭和村公の施設（道の駅めぐり一む昭和）の指定管理者の指定について

○議長（永井一行君） 日程第7、議案第7号 昭和村公の施設（道の駅めぐり一む昭和）

の指定管理者の指定についてを議案といたします。

本人から退席の申出がありましたので、許可いたします。

堤美德君、加藤繁範君、真下伸夫君。

〔総務課長 堤美德君、企画課長 加藤繁範君、産業課長 真下伸夫君退席〕

○議長（永井一行君） 本議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第7号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号 昭和村公の施設（道の駅めぐり一む昭和）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

堤美德君、加藤繁範君、真下伸夫君の入場を許可します。

〔総務課長 堤美德君、企画課長 加藤繁範君、産業課長 真下伸夫君入場〕

---

◎日程第8 議案第8号 昭和村公の施設（昭和村農産物加工所「飛躍」）の指定管理者の指定について

○議長（永井一行君） 日程第8、議案第8号 昭和村公の施設（昭和村農産物加工所

「飛躍」)の指定管理者の指定についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第8号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(永井一行君) 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長(永井一行君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長(永井一行君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号 昭和村公の施設(昭和村農産物加工所「飛躍」)の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(永井一行君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(永井一行君) 日程第9、議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第9号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(永井一行君) 以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第10号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（永井一行君） 日程第10、議案第10号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第6号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第10号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第11号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
について

○議長（永井一行君） 日程第11、議案第11号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第11号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第12号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

○議長（永井一行君） 日程第12、議案第12号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正

予算（第3号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第12号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第13号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（永井一行君） 日程第13、議案第13号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第13号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第14号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（永井一行君） 日程第14、議案第14号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第3号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第14号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第3号）につい

てを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第15号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（永井一行君） 日程第15、議案第15号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第3号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第15号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算について

◎日程第17 議案第17号 令和8年度昭和村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第18 議案第18号 令和8年度昭和村介護保険特別会計予算について

◎日程第19 議案第19号 令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第20 議案第20号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算について

◎日程第21 議案第21号 令和8年度昭和村下水道事業会計予算について

○議長（永井一行君） 日程第16、議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第16、議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算について、日程第17、議案第17号 令和8年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、日程第18、議案第18号 令和8年度昭和村介護保険特別会計予算について、日程第19、議案第19号 令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第20、議案第20号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算について、日程第21、議案第21号 令和8年度昭和村下水道事業会計予算についてを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、一括議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、藤井貞充君。

〔予算審査特別委員会委員長 藤井貞充君発言〕

○予算審査特別委員会委員長（藤井貞充君） 予算審査特別委員会委員長報告を行います。

令和8年第1回昭和村議会定例会において、議員全員で構成する本特別委員会が設置され、付託を受けた事件について、3月6日、9日、10日、13日の4日間にわたり特別委員会を開催し、審査をいたしました。

審査に当たっては、説明者として村長、教育長、課長らの出席をいただき、慎重に審議を重ねましたので、その結果を会議規則第77条の規定に基づき、報告いたします。

議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算について、審議の結果、賛成多数により原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 令和8年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 令和8年度昭和村介護保険特別会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 令和8年度昭和村下水道事業会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げまして、予算審査特別委員会における令和8年度予算審査についての委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑は総括的に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、質疑は総括的に行うことに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

なお、討論並びに採決については議案ごとに行います。

日程第16、議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 特別委員会でも反対をさせていただきましたので、討論をさせていただきます。

高橋村長が自民党、私が野党ということでございますので、予算、一般会計だけは、反対の理由を述べさせていただきます。

毎回質疑でも取り上げ、反対討論でも明らかにしてきましたが、会計年度任用職員が年々増やされ、現在4割を超える状況となっております。正規職員の半分の人件費と、同じ仕事をしながら人件費が半分というのは、やはり同一労働・同一賃金という立場からも認められません。やはり恒常的な業務に携わる職員は、全員正規とする必要があると考えております。

全国的にも非正規が増やされ、これがやはり差別を、賃金格差、差別という状況をつくり出し、日本の経済発展を阻害し、少子化の要因にもなっていると考えておりますので、この官製ワーキングプア、人事行政を強く改善していただきたいということを強く要求しておきたいと思っております。

それから、新年度は、戦後初めて、防衛特別所得税、防衛特別法人税、防衛特別たばこ税ということで、たばこを吸っている村民の皆さんも、たばこ税の値上げが防衛費に回されるという特定目的財源とされたのが、戦後初めてでございます。多くの昭和村民も支払う所得税から数%、防衛費に特定目的として拠出させられるということになります。

これは、トランプ言いなりに、GDP比1から2%に軍事費を増やせという圧力の下、安倍政権のときは5兆5,000億円だった軍事費が、今年度予算補正でついに11兆円、2倍に軍事費が増やされました。その財源を賄うということで、昭和村民にも多大な負担が押しつけられるということが新年度予定をされております。戦後初めてです。

今、トランプ政権による戦争に、自衛隊も動員させられようとしています。このまま、もし自衛隊がイランに派兵させられ、国際法違反のイランの戦争に日本国民が巻き添えを食うようなことになったら大変です。

私たちは、こういった戦争をなくしていく立場から、軍事費の倍増、さらにトランプ大統領は、2%では駄目だと、5%まで増やせと要求しております。こういった不当な要求

をはねのける立場からも、今回、軍事費目的の増税、これに反対の立場から、予算に反対の理由とさせていただきます。

○議長（永井一行君） ほかに反対の討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

加藤生君。

○10番（加藤 生君） まず、昭和村当初予算、47億8,100万有余の一般会計予算をまとめた総務課長中心とした関係職員のご労苦に対して、大変ご苦労さまでした。

少し感じたところを申し上げたいと思います。

最初に、歳入では、ふるさと納税が減少していく中で、活用した各種事業のうち、自主防災組織活動費助成金はじめ、企画課では、ウインターフェスティバル、さくらまつり、昭和の秋まつりなど、昭和村を村外にPRしていくための事業費などが盛り込まれております。

健康福祉課では、子育て支援事業で、2歳未満の乳児等を抱える村内保護者に、おむつ代等日常生活用品購入費補助金、また月額4,000円を支給し、それから教育委員会では、スクールバス等運行业務委託費、統合小中学校基本計画策定業務委託をはじめ、令和6年度から子供への給食費は全額村持ちになりました。令和8年度でも継続されています。

それから、産業課では、資源ごみのリサイクル対策事業では、容器包装プラスチックの指定プラのステーション回収を月2回実施するなど、生活面で良好な環境維持等の施策が盛り込まれています。また、こんにやく需給安定対策事業や、本村基幹産業である農業へのきめ細かな施策も盛り込まれています。

それから、住民課では、戸籍住民基本台帳用事務や旅券事務としてパスポートの発行などを身近でやっております。国民健康保険や後期高齢者医療は、医療保険料から、今回新しく支援金を徴収して、指定財源とし、少子化・人口減少対策では、子ども・子育て支援金制度が始まり、将来への布石等が盛り込まれています。

以上申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。終わります。

○議長（永井一行君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算について採決をいたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号 令和8年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号 令和8年度昭和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号 令和8年度昭和村介護保険特別会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和8年度昭和村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号 令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算についてを採決いたし

ます。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号 令和8年度昭和村下水道事業会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和8年度昭和村下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で村長提案を終わります。

---

## ◎日程第22 委員長報告について

○議長（永井一行君） 日程第22、委員長報告について。

各常任委員長から報告を求めます。

最初に、総務民生常任委員会委員長、林勝美君。

〔総務民生常任委員会委員長 林 勝美君発言〕

○総務民生常任委員会委員長（林 勝美君） 令和8年3月定例会委員長報告。

総務民生常任委員会委員長報告を行います。

総務民生常任委員会に付託されました請願等の審査経過と結果について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

3月12日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、関係課長らの出席の下、委員会を開催し、付託案件3件について慎重審議をいたしました。

受理番号48号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情ではありますが、mRNAワクチンは、新型コロナウイルスに対する免疫を体内に作らせることで、感染や重症化を防ぐ効果が確認されており、厚生労働省によって承認させているものであります。また、新型コロナワクチンをはじめとする各種予防接種の副反応には個人差があり、各個人が判断によって接種を決定する任意接種となっております。

これらの事実を踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で不採択とすべきものいたしました。

次に、受理番号50号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情ではありますが、まず、庁舎内での政党機関紙の勧誘行為や議員からの心理的圧力等を感じている職員の有無について、職員を管理している総務課に確認をしたところ、そういう報告はないとのことでありました。

この状況を踏まえ、慎重審議した結果、全会一致で不採択とすべきものいたしました。

最後に、受理番号51号 国「重要伝統的建造物群保存地区」選定を目指し、養蚕集落を制度に基づく保存地区選定に関する請願書ではありますが、村内には、全国に誇れる大規模な養蚕古民家が形成する集落が点在し、これらを次世代へ継承するため、歴史的建造物の保存や新たな地域資源としての活用に向けて、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指すという趣旨は十分に理解できるものであります。しかしながら、保存地区の選定に当たっては、該当する建造物の所有者や保存地区内の住民等に対して、一定の制約が生じることや個別の同意が必要となることなどの課題があります。

これらを踏まえ、慎重に審議した結果、賛成多数で趣旨採択とすべきものいたしました。

当委員会に付託されました案件の結果につきましては、以上のとおりであります。

以上を申し上げ、総務民生常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君） 次に、文教産建常任委員会委員長、倉沢つかさ君。

〔文教産建常任委員会委員長 倉沢つかさ君発言〕

○文教産建常任委員会委員長（倉沢つかさ君） 令和8年3月定例会委員長報告。

文教産建常任委員会委員長報告を行います。

文教産建常任委員会に付託されました請願等の審査経過と結果について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

3月11日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、教育長、関係課長、局長らの出席の下、委員会を開催し、付託案件5件について慎重審議をいたしました。

受理番号45号 住宅上段の畑から泥水等の流出を防ぐ改善の要望を求める請願書であります。まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、隣接する地権者及び紹介議員から、豪雨時に上段の畑から土砂や泥水が大量に住宅へ流れ込み、土砂崩れの危険性もあるため、安心した生活ができないとの説明を受けました。

これらを踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものいたしました。

次に、受理番号47号 村道大坂中野線の道路再舗装工事のお願いの請願であります。まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、請願者である中野区長及び紹介議員から、本路線は中野区的生活道路や農作業用道路として、多くの住民が利用していますが、水道管や農業用管路の埋設工事に伴う部分補修のみで、再舗装は行われておらず、路面にひび割れや損傷が発生し、通行に支障を来しているとの説明を受けました。

これらを踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものいたしました。

次に、受理番号49号 昭和村総合運動公園、多目的グラウンドの人工芝化に関する請願書であります。まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、請願者である昭和村サッカー協会及びスポーツ少年団FC昭和の代表並びに紹介議員から、人工芝化によるけが防止などの安全性向上、天候に左右されない利用、雑草対策などの維持管理負担の軽減、災害時の避難場所としての活用、さらに、夏場の夜間照明による利用増やスポーツを通じた交流人口の増加など、村の活性化にもつながるとの説明を受けました。

これらを踏まえ、慎重に審議した結果、人工芝化の利用方法や費用対効果などについて、

さらに調査研究が必要であると判断し、賛成多数で継続審査とすべきものとしたしました。

次に、受理番号52号 生越地区村道坂ノ上境塚線舗装改良工事を求める請願書であります。まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、請願者である生越区副区長及び紹介議員から、やや傾斜のある村道であり、舗装の劣化が進んで多くの亀裂が生じている。豪雨時には、舗装の下に雨水が浸透し、舗装が浮き上がる危険性があるとの説明を受けました。

これらを踏まえ、慎重に審議した結果、賛成多数で趣旨採択とすべきものとしたしました。

最後に、受理番号53号 生越清水地区の道路舗装排水対策を求める請願書であります。まず現地調査を行い、状況を確認いたしました。あわせて、請願者の生越区副区長、隣接の地権者及び紹介議員から、清水地区の赤線道路について、近年のゲリラ豪雨等により、上流部からの雨水があふれ出し、既存の排水路へ流れ込まずに、隣接の住宅へ流れ込み、被害が発生しているとの説明を受けました。

これらを踏まえ、慎重に審議した結果、賛成多数で趣旨採択とすべきものとしたしました。

当委員会に付託されました請願等の案件につきましては以上であります。

以上を申し上げまして、文教産建常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君） ここで、お諮りいたします。

所管の委員長報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、委員長報告のとおり決定いたします。

---

### ◎日程第23 議員派遣について

○議長（永井一行君） 日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をしたいと思っております。

なお、決定していない部分、事項、また後日、変更事項等が生じたときは、議長に一任

させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、お手元に配付したとおり議員派遣をすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第24 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永井一行君） 日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、特別委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第25 字句等の整理委任について

○議長（永井一行君） 日程第25、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、そのとおりに決定いたしました。

---

## ◎村長挨拶

○議長（永井一行君） 以上で、本日の定例会の会議に付議されました事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議長よりお許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第1回議会定例会が無事閉会の日を迎え、提案並びに承認をお願いいたしました議案等につきまして、慎重なご審議をいただいた上、原案のとおり可決、承認をいただき、誠にありがとうございました。

さて、2月28日に突如始まりました中東情勢の緊迫化は、日本経済に大きな影響を与えております。特にホルムズ海峡の封鎖は、日本のエネルギー化供給に深刻な影響を及ぼしており、ガソリン価格が1日で1リットル当たり30円近く値上がりするなどの現象も発生しております。

高市総理は、事態が長期化する場合でも、持続的に国民の生活を支えるべく、支援の在り方は柔軟に検討すると示し、いち早く石油備蓄の放出を明言いたしました。原材料費や輸送費が高騰することで、さらに物価高が進むおそれもあります。村といたしましては、国の動向を注視し、村民の皆様が安心して生活できるよう、これからも努めてまいります。

今年は暖かい日が続いており、既に農作業が本格化しておりますが、春に三日の晴れなし、三寒四温という言葉もございます。天候に留意しつつ、健康管理にも十分ご留意され、ますますご健勝にて議員活動に精励され、ご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（永井一行君） これにて、令和8年第1回昭和村議会定例会を閉会いたします。

議員各位並びに執行部各位には、長期間にわたりまして、誠にご苦労さまでした。  
ありがとうございました。

午後 2時49分閉会